

# レンタサイクル利用規約

倉敷市児島産業振興センター(K I P)

## 第1条 利用手続

1. 利用申込書に必要事項を記入の上、免許証等ご自身を証明できるもの提示してください。

## 第2条 自転車の貸出し・返却について

1. 貸出・返却とも、K I Pにて9:00～17:00の間をお願いします。2日以上連続しての貸出しは行ないません。
2. 身長制限：139cm以上の方にご利用いただけます。

## 第3条 利用料金

1. 1日500円(税別)を借り受ける際にお支払いください。

## 第4条 自転車の点検・整備

1. 利用者は、自転車を借り受ける際、ブレーキの効き、ハンドルやサドルの具合、タイヤの空気圧、ベルの鳴動、反射板の有無、大きな凹みなどを点検・確認ください。
2. 借り受ける自転車に、大きな損傷や整備不良を発見した際は、速やかにK I P職員に届け出て下さい。届け出なく自転車を利用した場合は、貸出し時にK I Pの瑕疵はなかったものとします。

## 第5条 自転車の故障

1. 貸出中にご利用の自転車が故障した場合は、K I Pにご連絡ください。
2. 利用者起因する自転車の故障につきましては、利用者の負担で修理していただきます。

## 第6条 自転車の盗難・紛失

1. ご利用の自転車を盗難されたり紛失したりした場合は、速やかにK I Pにご連絡ください。
2. ご自身の過失による場合は、違約金として自転車購入費用実費をいただきます。

## 第7条 事故

1. 貸出期間中にご利用の自転車で事故にあった場合は、法令で定められた処置をとるとともに、利用者自らの責任において事故の解決にあたるものとします。K I Pでは事故の責任を負いません。
2. K I Pに対し、速やかに事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。
3. 利用者自らが第三者と締結した示談等には、K I Pは一切責任を負いません。

## 第8条 鍵の紛失・破損

1. 自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換費用として5,000円をいただきます。

## 第9条 利用申込書の記載事項

1. K I Pは、申し込みの際に得た利用者の個人情報、レンタサイクル事業の円滑な運営、サービス向上を目的とする範囲内でのみ利用するものとします。
2. 利用申込書の記載事項に虚偽が認められる場合は、利用できません。

## 第10条 禁止行為

1. 利用者は次の行為をしてはいけません。
  - ①飲酒、無謀乗車、その他交通法規に違反する行為
  - ②危険箇所、不適切な場所での利用
  - ③自転車放置禁止区域内および歩行者や自動車の通行障害となるような道路での駐車
  - ④運転中に当該自転車の異常(パンク等)を認めた場合、運転を継続する行為

お問い合わせ 倉敷市児島駅前1-37 児島産業振興センター (086) 441-5123

## 【運転前にお読みください】

### ～加入しているTSマーク(赤マーク)付帯保険の補償内容～

#### (1) 賠償責任補償

TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が第三者に死亡・傷害(緑色TSマーク)又は重度後遺障害(赤色・青色TSマーク)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の表の通り適用されます。

種別	賠償責任補償	
赤色TSマーク	死亡・重度後遺障害(1～7級)	(限度額)1億円

#### (2) 傷害補償

TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が、交通事故によって事故の日から180日以内に入院、死亡又は重度後遺障害を負った場合は、次の表の金額が一律に支払われます。

種別	傷害補償	
赤色TSマーク	死亡または重度後遺障害(1～4級) (一律)100万円	入院(15日以上) (一律)10万円

※重度後遺障害の等級は、自動車損害賠償保障法に定める等級に該当します。

#### (3) 被害者見舞金

赤色TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人(加害者)が第三者(被害者)に傷害(入院加療15日以上)を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、次の表の金額が一律に支払われます。

種別	入院(15日以上)
赤色TSマーク	10万円

## 【電動アシスト自転車の安全な乗り方】

- ・急ブレーキをかけることのないよう、ゆっくりと運転してください。
- ・電源スイッチを入れるときや信号などで停止中は、ペダルに足を乗せないでください。
- ・状況に応じてギア(ハンドル右の1・2・3シフト)を選択してください。上り坂→①、下り坂→③の正しい選択をしないとバッテリーに負荷がかかり電池の消耗が早くなります。
- ・エコ(ロング)モードにしたり、下り坂や追い風では電源を切るなど、バッテリーの節約に心がけてください。

## 【ヘルメットの無料貸し出し】

- ・道路交通法の改正により、ヘルメットの着用が努力義務化されました。
- 当センターでレンタサイクルをご利用の方には、ヘルメットを無料で貸し出ししておりますので、ご利用ください。